

茨城県立医療大学SD・FD委員会規程

平成29年3月9日 総務委員会

(趣旨)

第1条 この規程は、茨城県立医療大学学則（平成6年茨城県規則第108号）第12条第3項の規定に基づき、茨城県立医療大学SD・FD委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程で用いる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「SD」とは、本学、本学付属病院及び本学大学院（以下「本学等」という。）の教職員に本学等の運営に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力・資質を向上させるための研修及び必要な取組（スタッフ・ディベロップメント）をいう。
- (2) 「FD」とは、本学等が実施する教育授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究（ファカルティ・ディベロップメント）をいう。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 委員長
- (2) 副学長
- (3) 事務局長
- (4) 学生部長
- (5) 附属図書館長
- (6) 教務課長及び総務課長
- (7) 研究科長
- (8) 付属病院長

2 前項各号に掲げる以外の委員は、各学科及び各センターから推薦で教員各1名を選出する。

(所管事項)

第4条 委員会は、SD及びFDの基本方針を策定するとともに、SD及びFDの効果的かつ効率的な実施に必要な事項全般を所管する。

(任期)

第5条 第3条第1項第9号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により新たに委員となった者の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置く。

(会議)

第7条 委員長は、委員会を招集し、その議長になる。

2 委員長に事故あるときは、副学長がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

4 委員会において議決を要する事項は出席委員の過半数によって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(専門部会等の設置)

第8条 委員会は、SD及びFDを適切に実施するため、必要に応じて専門部会等を置くことができる。

(関係者の出席)

第9条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の教職員を出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第10条 委員会に関する事務は、事務局教務課において処理する。

(委任)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の議を経て委員長が別に定める。

付 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この規程は、令和3年4月21日から施行し、令和3年4月1日から適用する。